

長野県環境審議会議事録

日 時：令和3年12月14日（火）

午後1時30分から午後3時29分まで

場 所：長野県庁本館 特別会議室

出席委員

打越綾子委員、梅崎健夫委員、大島明美委員、大和田順子委員、

加々美貴代委員、小林泰委員、下平喜隆委員、手塚優子委員、

林和弘委員、福江佑子委員、宮下克彦委員、宮原則子委員、

畑茂樹特別委員、今井清隆特別委員代理、山岸隆宏特別委員代理

以上 15 名

長野県環境審議会議事録

日時 令和3年12月14日(火)
午後1時30分～午後3時29分
場所 長野県庁本館 特別会議室

司会	<p>定刻となりましたので、ただいまから令和3年度第3回長野県環境審議会を開会いたします。</p> <p>本日の司会を務めます、環境政策課企画幹兼課長補佐の水野と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日、9名の委員の皆様にご出席いただきありがとうございます。</p> <p>始めに、委員の出欠の状況をご報告させていただきます。</p> <p>都合によりまして、伊藤委員、太田委員、中塚委員、堀内特別委員の4名から欠席のご連絡をいただいております。</p> <p>これによりまして、本日の審議会は、委員数19名に対しまして、出席者15名で過半数の御出席をいただいております。「長野県環境基本条例」第30条第2項の規定により会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、猿田環境部長よりあいさつを申し上げます。</p>
猿田環境部長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>長野県環境部長の猿田でございます。</p> <p>本日は、令和3年度第3回長野県環境審議会に、ご多用の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>委員の皆様には、平素より本県の環境行政の推進に、格別のご理解とご協力をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。</p> <p>はじめに、環境をめぐる最近の動向について、特に地球温暖化対策に関して申し上げたいと思います。</p> <p>10月から11月にかけて英国グラスゴーで開催されましたCOP26におきまして、11月2日の日に日本政府主催のイベントがあり、阿部知事が登壇しています。その際、世界の脱炭素化に貢献していく強い意志を表明したところです。</p> <p>さらに、11月12日には阿部知事が本部長を務めます、全国知事会「脱炭素・地球温暖化対策本部」の初会合が開催されました。</p> <p>政府や経済界など多様なステークホルダーとの共創により脱炭素化を進めること、また、地方自らが積極的に行動していくこと、この2点を重点方針として決定したところでございます。</p> <p>さらに、先月から今月にかけて開催されました長野県議会11月</p>

定例会におきまして、サステナブルNAGANO共創プラットフォーム（仮称）の立ち上げを表明いたしました。

これはゼロカーボン社会の実現に向けて、県内の企業や市町村、大学、実践者、若者等がそれぞれの強みを持ち寄り、分野を超えて連携する場をごさいますて、来年春の設立を目指してまいります。

さて、本日の議題でございますが、多々ございます。

まず、審議事項は3点です。

1点目は、6月に諮問いたしました「第二種特定鳥獣管理計画（第5期ツキノワグマ保護管理）の策定」について、検討状況を中間報告いたします。

2点目として、「改正地球温暖化対策推進法に定める促進区域の設定に関する基準」について、3点目として、「天竜小渋水系県立公園計画の変更」について、諮問させていただくものでございます。

この他、報告事項は3点ございまして、今年度中の改正を予定している条例2件と10月18日に改正を行った条例1件について、報告させていただきます。

なお、本日の審議会からペーパーレスで遅まきながら実施させていただきたいと思っております。何分不手際等あるかと思っておりますが、どうぞよろしく願いいたします。

委員の皆様には、幅広い視点からご意見を賜りますようお願い申し上げます。開会にあたってのごあいさつとさせていただきます。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

司会

本日の審議会では新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、幹事及び事務局につきましては議事毎に適宜入退室させていただきますので、あらかじめご了承くださいませようをお願いいたします。

次に、本日の会議資料の確認をお願いいたします。

本日の資料は、次第、出欠名簿及び会場図、諮問文の写しと会議事項の資料1から資料6で配布しております。

資料につきまして、不足はございませんでしょうか。

司会

それでは、これから審議に移ります。議長につきましては、「長野県環境基本条例」第30条第1項の規定により会長が務めることとなっておりますので、梅崎会長に議事の進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

梅崎会長

WEBでのご出席の皆様もいらっしゃいますが、議事進行へのご協力をお願いいたします。

清水鳥獣対策・ジビエ振興室長

それでは、審議に移りたいと思います。

1件目は審議事項アの「第二種特定鳥獣管理計画（第5期ツキノワグマ保護管理）の策定について」でございます。

本件は、本年6月に諮問され、「特定鳥獣保護管理検討委員会」において検討をいただいているものです。

それでは、幹事から説明をお願いいたします。

林務部鳥獣対策・ジビエ振興室長の清水と申します。

第二種特定鳥獣管理計画（第5期ツキノワグマ保護管理）の策定について中間報告をさせていただきます。

本計画は、6月の環境審議会で諮問させていただき、以降9月、11月にツキノワグマ専門部会、また、11月には特定鳥獣保護管理検討委員会を開催し、専門家の皆様方から意見をいただきながら、策定作業を進めております。第5期計画が目指すところ、また、第4期計画との相違点等について、ポイントを絞って説明します。

資料1-1をご覧ください。

本計画は、県内のほぼ全域にツキノワグマが生息している本県において、ツキノワグマと人との緊張感のある共存関係を再構築し、「ツキノワグマの個体群の長期にわたる安定的維持」並びに「人身被害の回避及び農林業被害の軽減」を図ることを目的として平成14年より計画を策定し、各種施策を実施してまいりました。

ツキノワグマの現状についてですが、資料1-1の4ページをご覧ください。

環境省が作成しました日本版レッドリストでは、主に西日本地域などの5箇所の地域個体群が「絶滅のおそれのある地域個体群」に評価されており、長野県においても「中信高原・八ヶ岳地域個体群」が長野県のレッドリストで「絶滅のおそれのある地域個体群」に評価されているツキノワグマですが、令和2年度に行った調査では個体数の増加傾向が見られ、八ヶ岳地域以外においては個体数も多く、安定した個体群が維持できていると考えられます。

今回の調査では、個体数は3,831～10,128頭、中央値は7,269頭と推定されました。図に示しておりますのは過去からの推定頭数の推移ですが、増加傾向となっていることが推測されます。

下の図4のグラフをご覧ください。こちらは農林業被害額の推移となっており、農業被害については減少傾向、林業被害については横ばいからやや増加という状況です。

個体数が増加していると思われる中、農業被害が減少しているのは、電気柵の設置などの防除対策、誘引物の排除などの環境整備

対策が総合的に進められた結果であると考えています。ただし林業被害につきましては被害の把握や対策の難しさがある中で、地域によっては急増している状況があります。

次の5ページをご覧ください。

目撃件数及び人身被害件数の推移です。図5および図6のとおり、特に里地における目撃件数や人身事故件数はここ3年ほど、大量出没年（H18・H22・H26）ほどではないものの、増加傾向となっています。

また下の図8のグラフで示しています捕獲数は、この数年、上限数を上回る状況が続いており、また、ニホンジカの捕獲が強化される中で、錯誤捕獲されるツキノワグマも増加傾向となっています。

総じて、ツキノワグマの生息の場が里地や林縁部に拡大しはじめ、日常生活の中で人と遭遇しやすい条件となってきたことが現状の課題であると考えます。

1 ページ目にお戻りください。

2の現状及び目標ですが、ただ今説明しました現状を踏まえ、第5期計画においては、まず第一に「人身被害件数の減」を掲げ、「農林業被害の軽減」、「個体群の安定的な維持」、「錯誤捕獲数の減」、「集落内での目撃件数の減」、の5つの目標を具体的に示し「生息地と人里の環境整備」や「被害管理と予防対策」、「個体数の管理」に総合的に取り組んで行きたいと考えています。

3の第5期計画における新たな取組みですが、現状の課題を踏まえ、健全なツキノワグマの個体群の維持を図り、共存関係を再構築するために、里クマ化の解消を目的とした2つの取組みを行うよう考えています。

そこで、第5期計画では、二つの新たな取組みを行います。

まず一つ目が地域区分を用いた具体的方針の整理です。

2 ページ目をご覧ください。

第4期計画では「山」と「里」に分け、対策の方法を記載していましたが、地域の特性に応じて、対策を現地に落とし込む、対策を自分事化して合意形成を図る、といった場面では、そのためのよりどころとしては使いにくい面がありました。そこで第5期計画では、この図①のように、地域内を人の利用状況に応じておおまかに4つに区分し、各区分における具体的な管理方針や対策方法、捕獲の許可方針について整理しました。

地域区分は、ツキノワグマが主に採餌・繁殖等の生息活動を行う「主要生息地」、ツキノワグマと人との活動が重複し、ツキノワグマが人に警戒しながら活動する「緩衝地域」、農業等の人の活動が盛んな「防除地域」、人が日常的に活動する「排除地域」の4つに

分類することにしました。

また、山間地が多い長野県では、山際にも集落は存在し、緩衝地域と防除地域が入り組んでいるような地域もあるため、イメージ②と2パターン用意しています。

ここでは概略を表にまとめていますが、それぞれの地域区分ごとに管理方針、具体的な対策方法について、クマ生息地で暮らす皆さんが対策を現地に落とし込みやすいように、本文中に地域ごと、詳しく記載しています。ここでは詳細は省略させていただきます。

資料1-4の23ページをお願いします。

ここでは捕獲許可の件をまとめておりますけれども、クマの場合、捕獲対策は、根本的な解決策にはならないことが多いため、環境整備等、被害防除の対策を優先して行いますが、捕獲が必要な場合もあるため、それについても地域区分ごとに許可の方針を整理しました。

捕獲許可の方針については、エリアごと、許可権者ごとに、どのような場合に捕獲許可を出すべきか整理しました。

①山麓部から市街地まで距離がある地域、②山間・山麓部の地域、どちらの場合も、対策を講じた農林産物に被害が発生している場合、山中において人身被害の発生の恐れがある場合、後ほど説明しますが春季捕獲による個体数調整を行う場合等においては県の権限で許可を出すこととします。春季捕獲以外はほぼ従前どおりの方針とご理解いただいで結構です。

市町村長許可による捕獲については、第4期計画ではどうなっていたかといいますと、まず、日常生活の範囲内で人の生命又は身体に対しツキノワグマによる危害が発生した場合又は発生する可能性が非常に高い場合、そして、人家又はその敷地内にツキノワグマが侵入している場合、さらに、学校、病院その他の人が滞在し若しくは活動している施設又はその敷地内にツキノワグマが侵入している場合において「緊急捕獲」として通常許可の例外的な取り扱いとしておりました。

状況によっては捕獲許可を県が出すか市町村が出すかで調整が必要となり、現場での対応の遅れ、事務が煩雑であるといった課題があったため、人身事故の発生リスクに対し、許可権者とエリア、状況を明確にし、より迅速な対応をすることを狙いとし、今回の地域区分に当てはめ、防除地域では人が活動する時間や場所付近に何度も出没、または人や家畜がいる建物に侵入した場合とし、排除地域においては現に被害を生じさせていなくとも捕獲を許可することとします。

エリア区分については、集落から何メートルといった線は設けず、地域ごとの土地利用に応じ、緩衝地域や防除地域の境界を判断

することとし、例えば日常的に住民が使う山中の歩道や、山際を通る通学路、取水口等の共用施設などは、たとえ山中であっても防除地域や排除地域に含まれる場合もあると考えております。

また、市町村許可により捕獲した際には、実施後速やかに県に報告の上、クマ対策員等による現地調査を実施し、今後の対策に結び付けることを徹底していききたいと考えております。

資料1-1の3ページをご覧ください。2つ目の取組みは、緊張感ある共存関係構築のための個体数管理を実施します。

近年、狩猟によるクマの捕獲は年間25頭程度と、有害捕獲を含めた年間捕獲数の1割程度となっています。有害捕獲は基本的に檻で捕獲するため、銃などで追い立てられる経験をしたクマが著しく少なくなり、人を恐れるきっかけを持たないクマが山中に多く存在している、という事になります。

ここ数年、人里での目撃数は増加していますが、本来臆病な動物とされるクマが、人に見られながらも人里周辺に留まり生活していることは、これと関係が無いとは言いきれないと考えられます。

そこで狩猟者に追いかけられ、人に対する警戒心を失わせないことも、人里を忌避する要因になるとも考えられます。そのため、捕獲については狩猟に重点を置き、狩猟による捕獲数を踏まえ、捕獲上限数を設定することとします。

また、これまで豪雪地帯のみとしていた春グマ猟については、全県での実施を可能とします。春グマ猟については狩猟期間から外れるため、従来通り許可により行うものとし、地域の保護管理に関する計画や、実施後の評価体制の構築を行うことができる地域を対象とすることとします。

中ほどの図をご覧ください。図2です。

現在、クマの捕獲数は8月頃をピークとするグラフとなっています。現行の計画では有害捕獲、すなわち檻による捕獲の数を表します。しかし、第5期の計画が目指すものとしては、全体の捕獲数は維持したまま、秋の狩猟や春グマ猟により、銃による捕獲の比率を上げ、有害捕獲で捕獲される個体、すなわち人の怖さを知らぬまま捕殺されてしまう個体を減少させると同時に、古来より日常的になされていた狩猟の役割を見直し、個体群全体を健全なものにしていくところにございます。

以上の新たな二つの取組みにより、人への警戒心を失わず、クマ本来の生活を送る健全な個体群の形成、人里近くに住むクマを山へ追い返し、人とクマの緊張感ある共存関係の構築を目指します。

また、これらの施策を実行しつつ、目撃情報や捕獲数、農林業被害の状況、県の研究機関で行う各種調査・解析結果等を細やかにモニタリングし、地域への説明や対策方針へ反映していききたいと考

	<p>えております。</p> <p>特に里地での目撃数や人里近くでの捕獲数は、情報の即時性が他の指標に比べて高く、第5期計画で目指す健全な個体群の形成、里グマ化の解消に対する、ツキノワグマの生息状況の指標になることも期待されるため、積極的な情報収集を行い、状況に応じた対策を実施していきたいと考えております。</p> <p>説明は以上になります。よろしく願いいたします。</p>
梅崎会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまのご説明につきまして、ご意見・ご質問等がございましたらご発言願います。</p> <p>福江委員、どうぞ。</p>
福江委員	<p>まず一つ質問ですが、ご説明いただいた資料1-1、5ページの捕獲数のグラフに記載の捕獲数というのは、有害駆除と狩猟を含んだ捕獲数が青線で表されていて、実際錯誤捕獲されているものとは別ということですよ。</p> <p>考えなければいけないのは、青線と錯誤捕獲の灰色の線を合わせたものが実数、クマが捕獲された数と考えてよいのでしょうか。</p>
清水鳥獣対策・ジビエ振興室長	<p>錯誤捕獲につきましては、基本放獣することが原則になっておりますので、捕獲枠として考えているものが青線で示される狩猟と許可捕獲を合わせたものと考えております。</p>
福江委員	<p>錯誤捕獲は青線の捕獲数には含まれないということですが、実際には600~700のクマが捕獲されていて、そのうち学習放獣されているものがオレンジで示されているものと考えていいのでしょうか。</p> <p>それとも青い線、捕獲という中での放獣がオレンジ線、2分の1から3分の1が放獣されていると考えてよいのでしょうか。</p>
清水鳥獣対策・ジビエ振興室長	<p>はい、青の捕獲のカテゴリの中で放獣されているものが、オレンジの学習放獣となっています。</p>
福江委員	<p>分かりました。実際の捕獲数は、令和2年度は600~700捕獲されたということですね。</p> <p>今回は中間報告ですが、改定内容全体について、より捕獲に偏った計画となっているという印象を受けました。</p> <p>捕獲数を上げていく根拠として使われているのが、ヘアートラップと分布調査や目撃情報を加味して個体数を推定し、全県に当</p>

てはめた推定数が出ていると思います。

気になるのは、本当に個体数が増えたから里地での人身事故が増えたのかというような因果関係や、個体数が増加傾向にあるという前提で見た時に、長期的にみると農林業被害も減っていて、ただ、林業被害については昨年度増加した、特に地域によって急増したということで、これを全県に当てはめてよいのか。

捕獲数が増加したので推定数も増加した数値になっているが、推定方法の中で気になるのが、目撃情報が増えたことで個体数が増えたという計算になっているのではないかということです。

特に令和元年や令和2年の話で里地での目撃数が増えてはいますが、資料1-4の5ページでは「精度の高い推計が困難」と言いながら、22ページを見ると「ツキノワグマの個体数増加に伴い、人里に定着する個体の増加や人身被害の増加、人里に由来する食物等へ執着する個体の増加」と断定的な記述をされている。

因果関係が明確でない中で断定的な書き方をするのは科学的ではないと感じました。

個体数の推計値だけに基づいて捕獲数を増やし、捕獲数の上限を第4期の計画では3~6%だったものを5~10%に上げている。

その根拠になりうるのかというところが、納得できないところ です。

ゾーニングをしていくという考え方も概念的にはよく分かりますが、長野県においてグラデーショナル的にゾーニング出来る場所はほぼないのではないかと。

例えば山の中、昨年上高地で人身事故がありましたが、その場合にゾーニングの中でどう考えられるのか。上高地は国立公園であって、鳥獣保護区でもあるので、簡単には市町村の許可で捕獲は出来ないにしても、長野県内には山地の中に宿泊施設や別荘があるケースが多い。

ゾーニングを考えた時にエリア区分というのが難しいところもありますし、これをキチンとやろうとすれば県職員や市町村職員、クマ対策員や専門家の方々の労力がすごくかかると感じています。

ゾーニングの分け方で、排除地域においては市町村の許可で予察駆除も出来ることになるかと思いますがけれども、今まで第4期計画では予察駆除不可としていたが、第5期では排除地域において市町村の許可で予察駆除出来てしまうという、より捕獲に偏った計画になっていると感じています。

実際、これまでの県のやり方で、電気柵の普及、誘引物の排除により被害軽減をしてきたということだが、それをキチンとさらに推し進めないと、捕獲しただけでは被害が減るとは考えられない

のではないか。

ツキノワグマと人との間の緊張関係を作り出していくということは必要なことだと思いますが、人側の緊張感をどう醸成していくか、そのための誘引物管理等、里地で目撃数が増えた、人身事故が増えたという事だが、それもクマを寄せてしまった可能性が非常にあるわけで、目撃数が増えたということも誘引によって目撃数が増えるわけなので、そのあたりをもう少し精査して個体数の推計値に使っていかないといけません。

誘引して目撃数が増えて、その計算結果から生息数が増えたという論理だと、数字は確かに出てくるが、本当に科学的判断の下に出てきたものか、それに基づいて計画が為されてクマの保護管理が出来ていくのかということに危うさを感じてしまいました。

清水鳥獣対策・ジビエ振興室長

捕獲枠のパーセンテージを上げておりますけれども、個体数調整ということでその分捕獲数を上げようという計画ではありません。

里クマ化の解消が一番の目的で、現に家を出てすぐの庭先で住民の方がケガをするような状況を解消していかなければならない。

そのような状況の中で、福江委員のおっしゃるように必ずしも人里の食べ物に誘引されて餌付いているというような断定的なことは言えませんが、確かに林縁部等がクマの生息しやすい環境になっていることは紛れもない事実だと思います。

これを解消するために人の怖さを教える、狩猟に力を入れる、その分が増えれば里クマ化は解消されるかもしれない、そうすれば檻で捕獲する有害捕獲は減らせるかもしれない、という考え方です。

そのためには捕獲が暴走しないように、必ず現地検証をする、モニタリングをしっかりする、改善傾向があればその時点で捕獲率を計画期間の途中であっても変更を加えていくという仕組みを考えています。

福江委員

資料1-4の18ページに(2)被害管理と予防対策という記載がありますが、防除地域と排除地域においては誘引物対策や侵入の防止として、例えば誘引物対策としては適正かつ速やかに処分するように努めると記載されています。

これを読んだときに、いったい誰が誘引物を処分するのか、もちろん排出者本人、土地所有者や管理者が処分・管理しなければなりません、誰が「これが誘引物ですよ」と指摘するのか、その指揮系統が不明瞭になっていると思います。

よりクマを里地に寄せ付けないためには、クマが何故ここに現

れたのかという検証が必要だと思ひますし、事前にこれが誘引物になりうるんだということを誰かが指摘して、土地所有者や地域住民の方々に処分してもらうのが重要だと思ひます。

実際のところ、市町村の担当者というのは捕獲従事者も含む地域住民等、同じコミュニティに属する者として毅然とした態度で処分してくださいと言えない人も多しと思ひます。

なので、指揮系統を明確にして、県、地域振興局の被害対策チームになると思ひますが、そういった方達が「これは誘引物になりうる」、電気柵をしていないトウモロコシ畑があったら、「ここは電気柵をしてください」というようにキチンと指導していく体制を作らないと、この文言が書かれていただけでは動かないと思ひます。

なので、もう少し指揮系統を明瞭にして、防除地域や排除地域においては、クマを寄せ付けない、人側を如何に動かすか、緊張感を持つためにどう行動するか、それを県がどうコントロールしていくかを具体的に考えていかないと、これでは寄せ付けて殺しての繰り返しになると思ひます。

この部分を明確にさせていただきたいと思ひますし、市町村の許可は良いかもしれないが、市町村ではクマを殺処分しましたという捕獲後の報告ではなくて、捕獲前にはこういう状況なのでクマを捕獲しますということを県に報告すべきだと思ひます。

事後ではなくて事前においても報告すること、予防として誘引物管理を県の指導の下で地域住民が出来るような体制づくりが必要だと思ひますので、その辺りを明確化してほしいと思ひます。

梅崎会長

貴重なご意見ありがとうございました。
他にご意見ございますか。
打越委員、お願いいたします。

打越委員

福江委員のご指摘と同じようなところですが、若干見ている角度が違ふ所もありますので、意見を伝えさせていただきたいと思ひます。

まず今回の計画本文をキッチリ読ませていただいて良いなと思つたところが2点あります。

まず計画本文の冒頭に「はじめに」がしっかり書かれていることです。初めて素案の段階で「はじめに」がキッチリ書かれるようになりました。これまでも冒頭の文章は特定計画にはありましたが、計画の趣旨を数行書く程度だったものが、今回は長野県のクマと自然と人の生活の歴史について踏み込んで書いてあります。ここを担当職員が書こうとすることが、県民に伝えようという意志に繋がると思ふので、前文をきちんと書いたことを評価したいと思ひます。

それからゾーニングです。主要生息域と緩衝地域と防除地域と排除地域、4つゾーニングを分けたことは地域区分の方向性として、とても説得力があると感じました。

ただ、福江委員がおっしゃったように、このゾーニングをどう分けていくかということは非常に悩ましいところで、クマは1時間もあれば十分に防除地域、緩衝地域、主要生息域を移動しますので、清水室長もおっしゃっていましたが、たまたま捕獲された場所や目撃される場所で捕獲許可の判断がブレる可能性があります。

また、住民の認識が「ここは昔はクマなんか出なかった、住宅地だ」と住民は思っている、客観的に見ればすっかり過疎化が進んでいて周りは荒廃農地が多いというところは、客観的に見ればそこは緩衝地域と言えるのではないかという可能性もあります。

住民の居住に関する認識は、居住年数や職業、価値観によって違ってきます。ゾーニングをしていくこと自体が、住民の合意形成や、話し合いを続けていくということになり、ゾーニングによって制度を精緻に作るというより、ゾーニングで自分たちの地域がどういう地域なのかを考えていってもらうという普及啓発に手間暇がかかってくるだろうと思います。

そのことを県と市町村で連携して、ゾーニングは普及啓発なんだ、と考えていっていただきたいと思いました。

さて、問題と思う所は個体数調整、先ほどの捕獲上限のところですね。

福江委員からは捕獲に重点を置く計画になっているという話がありましたが、捕獲をするためにやっているのではなくて、逆に私は生息数調査の数字が信頼できないというか、県内の数カ所でヘアトラップやカメラトラップを5年に1回の調査だけでは、たまたまカメラやヘアトラップに沢山かかったとか、あるいはたまたま今年はこの地域の木の実の成りが良かったとか、アリの巣があったとか、桜の花が良く咲いたとか、それによって、ものすごくクマの生息数の推計が変動すると思います。

なので、5年に1度、しかも県内のごく一部の調査で得た数字が、資料1-4の5ページ、越後・三国エリアでは2015年時点で80~3,000頭と推定されているのをどう信頼したらいいのか、それで中央値は780、令和2年は951~2,513頭で幅が狭まったと思ったら中央値は780から1,804頭に増えている。もちろん推定方法にいろいろな事情があつてこうなるわけですが、たった5年間で県内の合計数が3,900頭から7,200頭まで増えてほぼ倍増している、いくら何でも倍増はないのではないかという感覚があります。そうだとするとこの数字に基づいて各地域の捕獲上限数をたたき出しているのが、資料1-3の第4期と第5期の比較で出ているわけです。

これを見ると越後三国エリアでは第4期は29頭までの捕獲上限だったのが、第5期では71頭までが捕獲上限だと3倍近く増えているので、確かに福江委員のおっしゃる通り捕獲を重視しているように見えると言われておかしくないです。しかし、それは県がドンドン捕まえて殺せと思っているわけではなくて、出された数値がそうなっているからこういう目標を出さなければいけないことになっていると思います。

しかし、精度の高い推計が困難だということを思うと、この数値を計画の根拠にしてよいのか、むしろ福江委員のおっしゃっていた精度の高い推計は困難だということを、もっと真正面に出して数値目標を出さなければいけないのではないかと。

この数値だけを出すと、クマが倍増しているから捕獲して殺さなければという、農家や住民からの圧力が強くかかるリスクをすごく懸念しています。

県としては捕獲圧力を高めたいわけではないのですが、この数値を使って計画を立てることが、たった4カ所で、5年に1度の調査でこれを科学的としてよいのかということには、大変に慎重になっていただきたいと思います。

環境省のガイドラインでも数値を出すとはしていますが、ガイドラインはガイドラインで鳥獣捕獲事務は自治事務ですので、これを使ってよいのかは是非慎重に考えていただきたいと思いました。

それから資料1-4の10~11ページで、人身被害・人身事故について分析が行われています。

これも福江委員がおっしゃっていましたが、11ページを見ますと、④発生状況で山菜狩りが34件、アウトドア目的が21件と書いてありますが、これは過去20年間の人身事故のデータの総計です。

しかし、20年間を見れば定番の山菜狩りの時には気をつけようねという当たり前のデータしか出てこないと思います。先ほど福江委員がおっしゃったように、ここ数年、お散歩や生活の家の裏でクマにバツタリ遭遇したという、林縁部までクマが出てきているということへの警鐘を鳴らす、明け方や夕暮れ時は家の周りでも気を付けてね、という普及啓発に繋げる方が価値があると思います。5年以上前から20年前の情報はむしろ定番の普及啓発くらいに済ませておいて、最近のものをきちんと事例分析、定量分析ではなく定性分析で、どういうケースでどういう事故が起きたということを伝えていく方が被害を減らせるのではないかと思います。

最後に1点ですが、猟友会による狩猟、巻狩りによってクマに恐怖心を与えていくことで里グマをなくしたいという方針も、なるほどとは思いますが、やはり猟友会、狩猟者の高齢化、グラフでは

	<p>若い人が増えているといっても雀の涙です。もちろん猟友会の存在は大切なんです、猟友会に期待することよりも、野生動物に関わりたい若者が大事ではないかと。</p> <p>専門家の卵は全国に多数いて、ところが働く場所がないので諦めてしまっています。しかし今、信州は若い人たちを移住で引っ張ってきたいわけですから、その若い人たちに野生動物対策もしてもらうことも考えていただきたい。福江委員のおっしゃった「これは誘引物管理しなきゃいけないものですよ」という助言をしていくとともに、若い人が里山近くに住むことで地域活性化につながるのか、野生動物や自然保護のための人件費という位置づけでなくて、農家や住民や地域活性化の移住のための人件費だと考えれば、県内のどこの市町村でも会計年度職員くらいであれば確保できるわけです。</p> <p>そうするとクマに対して猟友会を使って恐怖心を与えるという以上に、専門家の人材確保が大事だと思います。人材育成とか研修というレベルの話ではなく、若い人を信州に移住させる、若い専門家が重要なんだということで、専門家を確保していくという算段、予算確保を、総務部門、財政部門、あるいは各市町村の担当者がそれぞれの財政部門、企画部門に若者の信州移住とセットで人材確保について考えていただきたい。クマという、専門性が高くないと対処できない、シカやイノシシよりずっと危険だし、また、生態系という点では頂点の複雑なメカニズムですので、専門家の確保に是非力を入れていただきたいと思っています。</p>
梅崎会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本件は中間報告であり、時間も超過しておりますので、ご意見を伺うだけとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
打越委員	<p>はい。</p>
梅崎会長	<p>続いて、林委員、どうぞ。</p>
林委員	<p>よろしくをお願いします。</p> <p>資料1-4の16ページ、主要生息地における管理方針について、ここに書いてあることの確認ですが、ツキノワグマ個体の行動範囲を捉えて、鳥獣保護区等の設定に当たっては生息地の連続性を確保するということがいいですね。</p> <p>例えば大規模開発が計画された時には、これを規制すると解釈してよいでしょうか。</p>
清水鳥獣対	<p>はい、その通りです。</p>

策・ジビエ 振興室長	
林委員	元々、鳥獣保護区内に大規模開発施設の計画は可能なのでしょうか。
清水鳥獣対 策・ジビエ 振興室長	特別鳥獣保護区には土地の利用に規制がございますが、通常の鳥獣保護区内では土地の利用に関する規制はございません。
林委員	ツキノワグマの生息域については、大規模開発の規制には該当しないということによいでしょうか。
清水鳥獣対 策・ジビエ 振興室長	クマを始め多くの野生動物が生息している鳥獣保護区になりますので、関係ないということはないと思います。
林委員	ツキノワグマの管理方法は難しいですが、いい方法だと思うので、よろしく願いいたします。
大和田委員	シカやイノシシはジビエ課の方で食品として流通させ、捕ったら食べる、活用するという方向になっていると思いますが、ツキノワグマに関してはそういった活用はされているのでしょうか。 先ほど打越委員のおっしゃったように、若者で狩猟に関して関心がある、免許を取る、移住するという形が全国で増えているわけですが、1つでも2つでも活躍の場があった方が良くと思いましたし、収入に繋がるようなことがあったらと思い、お聞きする次第です。
清水鳥獣対 策・ジビエ 振興室長	クマのジビエ利用については、流通というルートには乗っていません。 有害鳥獣捕獲で捕っているので、自家消費の延長線上でひっそりと使っていただいています。 クマには単価的に高い部位もございますので、周囲から誤解を招かないようにという事が基本にあります。
大和田委員	今後もクマに関してはジビエの対象にはならない、扱っていないし、扱う可能性もないというのが現在の政策ということでしょうか。

清水鳥獣対策・ジビエ振興室長	はい、シカのように捕ることが個体数調整にダイレクトに繋がるものは政策として推進していきますが、それとは性質が異なるため、それは個々の現場で、と考えています。
梅崎会長	<p>他にご意見がないようですので、この案件の取扱いにつきましてお諮りいたします。</p> <p>本件につきましては、ただ今多くの貴重なご意見を委員の皆様からいただきました。</p> <p>今後行われるパブリックコメント、専門委員会での検討を踏まえ、3月の審議会で最終的な答申案を審議することにしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
梅崎会長	<p>(異議なし)</p> <p>それでは異議がありませんので、本件につきましては、そのように決定いたします。</p>
柳原ゼロカーボン推進室長	<p>次に審議事項イの「改正地球温暖化対策推進法に定める促進区域の設定に関する基準について」の諮問でございます。</p> <p>本件は、長野県地球温暖化対策条例第8条第6項の規定により、地球温暖化対策を推進するための計画を改定するに当たり、当審議会に意見を聞かれているものです。</p> <p>それでは、幹事から説明をお願いします。</p> <p>ゼロカーボン推進室の柳原と申します。よろしく申し上げます。それでは資料2-1改正地球温暖化対策推進法に定める促進区域の設定に関する基準について説明します。</p> <p>まず、1 趣旨について、令和3年5月に地球温暖化対策の推進に関する法律が改正されました。以下、説明の中で改正温対法と申し上げます。</p> <p>この中で市町村は、地域脱炭素促進事業の対象となる 区域、いわゆる促進区域を定めるよう努めるものとするという努力義務が規定されました。これについては、令和4年4月1日の施行が決まっております。</p> <p>また、都道府県は、省令に従い促進区域の設定に関する基準を定めることができるとされました。</p> <p>これを受けまして、本県では、地域と調和した再生可能エネルギーを促進するために促進区域の設定に関する基準を法施行のタイミングに合わせて、策定することとするものでございます。</p> <p>2 基準の位置づけでございます。</p>

まず1点目、この基準は、改正温対法の要請は都道府県実行計画へ位置付けることとなっておりますので、このことに基づき、再エネの利用促進に関する事項として長野県の実行計画であります「長野県ゼロカーボン戦略」において定める。

2点目、この基準は現在国において検討が行なわれておりますが、環境省令で定める基準に即して、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して定める。

3点目、この基準が、市町村の促進区域の設定に関する基準となる。

以上3点でございます。

3 スケジュール(案)でございますが、国の最終とりまとめが17日(金)に行われることになっております。そこで示される省令案を踏まえた県基準案のたたき台を次回審議会で説明させていただき、その後、基準原案の作成、市町村協議、パブコメ、当審議会での審議を経て、取りまとめていきたいと思っております。

次に改正温対法に係る内容について資料2-2で説明します。

まず改正温対法でございますが、パリ協定・2050カーボンニュートラル宣言等を踏まえた基本理念が新設されました。

また、脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化に加え、地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業を推進するための計画・認定制度が創設されました。

この3点目の改正内容ですが、資料にありますように都道府県に策定義務のある地方公共団体実行計画に関して、朱書きの部分が法改正で拡充した部分として記載されています。

(1)の部分について、県の実行計画に「施策の実施に関する目標」を定めることが追加となりましたが、本県では以前から「環境エネルギー戦略」それを引き継ぐ「ゼロカーボン戦略」において、既にこのことについては実施済みであります。

(2)の部分「都道府県は地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮し、省令で定めるところにより、市町村が定める促進区域の設定に関する基準を定めることができる」こととなったことから、この部分を当審議会のご意見をいただきながら、策定を進めることとしている部分でございます。

2が市町村地方公共団体実行計画の改正部分に関してとなります。

市町村の実行計画策定に関しては、法律上は、県内では中核市である長野市、松本市に策定義務があり、その他の市町村は努力義務

でこれは従前どおりであります。

市町村がこの計画を策定する場合は、都道府県実行計画と同様、計画に施策の実施に係る目標等を定めた上で、(3) 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項として、促進区域、地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組等を定めるよう努めることとされました。

ここでいう、地域脱炭素化促進事業は、太陽光、水力などの発電施設や熱供給施設を活用しながら、EV充電設備、蓄電池・水素製造、自治体出資の地域新電力や環境教育プログラムなどの事業を一体的に行い、それらを規模の適正化や適切な措置が講じられ、かつ非常時での活用、地元雇用へのつながり、地域の金融機関などが参画した事業と想定されているものでございます。

3番、地域脱炭素化促進事業の認定に関してでございますが、民間等の事業者は市町村の計画認定を受けること、認定を受けた事業は、関係許認可のワンストップ化等の特例を受けること、などが規定されています。

次ページをお願いいたします。地域脱炭素化促進事業計画策定から認定に至る流れを示しているが、主なポイントとしては、市町村がどの地域に再エネを活用した事業を誘導するか、地域の皆さんとの合意形成を図りながら進めることを本旨としているものであります。

次ページをお願いいたします。市町村が促進区域を設定する上で必要となる基準に関して、資料右端の緑枠が市町村区域全体を示しておりまして、あらかじめ、国や都道府県において除外すべき区域、緑の部分を除き、市町村がピンクの部分になりますが促進区域として設定するものです。

また、このピンクの市町村が設定する促進区域の設定に当たっては、単なる区域設定、ゾーニングの意味合いのみではなく、配慮すべき事項を踏まえた設定を求めるものとなっています。

その資料の右端になりますが、設定例として現在、国においては、具体のイメージ(案)に記載のある区域、配慮事項などを検討しています。

県では、国の内容を踏まえ、下段の部分になりますが、除外すべき区域、配慮事項において追加するものを定めることとしたいと考えています。

次ページをお願いいたします。国の主なスケジュールを記載しております。

今回、環境省令案が示される前に、当審議会へ諮問させていただ

	<p>きましたが、制度の施行が令和4年4月からであり、非常にタイトな日程の中ではありますが、審議会委員の皆さんに制度概要を説明させていただき、地域と調和した再生可能エネルギーを促進するため、市町村が促進区域の設定に早期に取り組めるよう、諮問させていただいた次第でございます。</p> <p>資料2-3にはゼロカーボン戦略における再エネ生産量の記載の部分を参考に添付しています。 私からの説明は以上になります。</p>
梅崎会長	<p>ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等がございましたらご発言願います。</p>
打越委員	<p>今回の議題について、最初はよくわかっていなかったのですが、諮問書によれば、各市町村で促進区域を設定する為の基準を定めなければいけないというところですが、その基準というのはポジティブというより、ネガティブな基準なのかなと。再生可能エネルギー推進そのものは良いことではあるけれども、例えば、渡り鳥の生息地に風力発電を置いたり、絶滅危惧種のいるようなところを切り開いてメガソーラーにしていたり、また低周波の被害のあるといった問題があることから、絶滅危惧種を守るべきこととか、居住地の近いところではないようになど、再生可能エネルギーは大切だけれどもそれでも抑止しなければいけないネガティブ基準を考えるとというイメージで良いのかお聞きしたいです。</p>
柳原ゼロカーボン推進室長	<p>説明させていただきます。 ポジティブ、ネガティブは表裏一体のものと考えております。この改正温対法の法制度上の趣旨で言うと、市町村がポジティブゾーニングを設定する。それについて脱炭素化促進事業を行うというのが趣旨になります。 ただ、再エネの導入に関しては、地域と調和したというところが、国を挙げて課題と認識しているところでもありますので、打越委員ご指摘の様々なものに対して、除外すべき事項、配慮すべき事項をあらかじめ定めた上で、その他の地域の中で市町村がポジティブな地域を設定するという趣旨でございます。</p>
打越委員	<p>促進区域はポジティブに設定して欲しいというのが、環境省の趣旨ですが、県ではリスクがあるとか配慮する基準を設定するというのが趣旨ですね。ありがとうございました。</p>
大和田委員	<p>地域等は次回の審議で示されるということで良いでしょうか。</p>

柳原ゼロカ ーボン推進 室長	今週末に国の省令案が出てきますので、それを踏まえて基準案のたたき台を示させていただき、市町村が主体となる制度ですので市町村協議を踏まえて、年度最後の審議会で答申いただき、決定していく流れとなります。
梅崎会長	他に発言がないようですので、この案件の取扱いにつきましてお諮り致します。 本件につきましては、ただ今委員の皆さまから出されたご意見や、今後の国の検討内容等を踏まえ、改めて審議することにしたいと思いますが、いかがでしょうか。
梅崎会長	(異議なし) それでは、本件につきましては、そのように決定いたします。 次は審議事項ウの「天竜小渋水系県立公園計画の変更について」の諮問でございます。 本件は、長野県立自然公園条例第6条第1項の規定により、県立自然公園の公園計画を変更するに当たり、当審議会に意見を聴かれているものです。 それでは幹事から説明をお願いします。
新津自然保 護課長	自然保護課長の新津と申します。よろしくお願ひいたします。 天竜小渋水系県立公園の公園計画の変更案についてご説明いたします。 計画案の全文は資料3-2にお示ししておりますが、概要につきまして、こちら(資料3-1)の資料で説明させていただきます。 「1 公園計画とは」、公園の適正な管理・運営を行う基本的な指針であり、保護又は利用のための規制・事業に関する計画です。 「2 公園計画の変更について」をご覧ください。 公園の位置ですが、本県南部のほぼ中央に位置しておりまして、天竜川及び小渋川を中心として、飛び地の陣馬形山、神之峰及び矢筈エリアからなる水系公園となっています。資料3-2の別添には、公園計画図の全体がございますので、ご参照ください。 計画変更の背景ですが、昭和45年12月に県立公園として指定されて以来、約50年以上見直しがされず、地域の実状に合わせた変更が必要となっています。

変更の効果としては、地域の実状に即した保護・利用施策の実施や、自然・社会環境の変化を公園計画に反映させることで、自然公園に対する考え方や方向性が整理・共有されます。

また、優れた自然の風景地保護、生物多様性の確保・利用増進が図られます。

「3 公園計画変更の体制」ですが、地域関係者により構成される天竜小渋水系県立公園地域会議における内容検討や、県民への意見・提案募集を経て本日の諮問にいたっています。下段に県立自然公園条例の根拠をお示ししています。

「4 天竜小渋水系県立公園地域会議」について、地域の意向を反映した公園管理体制を構築するため、地域関係者が中心となって総括的に意見交換・協議をする場として、県立自然公園条例第5条に基づき、令和2年2月21日に設置した会議です。地元の1市2町4村、河川管理者、地元の自然保護団体や河川利用団体のほか、上伊那及び南信州地域振興局をメンバーとして構成し、松川町の宮下町長が会長となっています。

「5 地域会議及びパブリックコメントの状況」は、地域会議において3回の意見交換を行い、また、パブリックコメントへの意見を1件いただきました。それぞれ計画に取り込めるものは反映しております。

「6 公園計画の主な変更項目」は、県立公園も準用することとされている「国立公園の公園計画作成要領等」に準拠して項目等を見直すとともに、「現況及び特性」の地元有識者監修によるリニューアル、「保護施設計画」の追加、新たに整備が予定されている「利用施設」の追加などを行っています。

「7 天竜小渋水系県立公園計画（案）の概要」で、計画の構成は、作成要領に基づき、ご覧のとおりとしており、「保護施設計画」と「運輸施設」の項目を新たに入れております。

公園区域は記載のとおりで、区域の変更はありません。また、第2種あるいは第3種特別地域といった地種区分も変更ありません。GISによる面積測定の精度が向上しましたので、面積を修正させていただきました。

基本方針は、公園の自然、人文的環境を踏まえ、「自然のダイナミズムによる雄大なパノラマ景観と渓谷美」をテーマに、風致景観や多様かつ希少な動植物の保護を図るとともに、適正な利用を推進することとしています。

「現況及び特性」の「地形、地質」は、このエリアの特徴として、天竜川の東側には、天竜川と平行な河岸段丘を基本に、それを横断して開析された地形が広がっており、一方で、天竜川の西側には、木曾山脈からの支流がつくる扇状地が発達しており、東側と西側の地形が非対称であることを記載しました。

「植生及び野生生物」は、堤防付近の草地でミヤマシジミ等の希少な昆虫類が見られることなどを記載しました。

「景観」では、写真のとおり、溪谷美の鷺流峡、雄大な小渋ダム湖、天竜川を眼下に望み、展望にすぐれる陣馬形山などを記載しています。

「保護の方針」ですが、風景地を保護することは、自然環境や生物多様性の保全にも寄与するという考えのもと、本公園の保護の方針は景観の保護を軸としています。

地種区分については、鷺流峡、小渋ダム湖南側一帯、神之峰、台城及び矢筈の森林の5か所を第2種特別地域として景観の保護を図ります。また、天竜川、小渋川の沿川及び陣馬形山の山頂付近を第3種特別地域として風致の保護に努めます。

「利用の方針」については、今後予定されるリニア中央新幹線開業などの現在の動きを反映するとともに、地域会議でも課題として指摘されている県立公園としての認知度アップについて記載しております。

「規制計画」は、各種行為に許可を要する第2種及び第3種特別地域と、各種行為に届出を要する普通地域と、地種区分ごとの地籍名、面積を表形式で記載しております。

「事業計画」ですが、新たに項目立てしました「保護施設計画」に鷺流峡を自然再生施設として位置付けました。

また、「利用施設計画」の単独施設について、現行公園計画に記載されているものに加え、本資料記載のとおり新たに整備予定の野営場、園地等を位置付けております。

道路のうち歩道については、新たに整備予定の2路線を計画に追加しております。

運輸施設については、現在の公園計画作成要領に準拠して新たに項目立てし、現行計画では単独施設に記載されていた舟下り施設を移記しています。

資料としての説明は以上です。

なお、県立自然公園の公園計画の変更については、3月に答申いただいた聖山高原県立公園の案件を含め、過去2回の環境審議会において、長野県立自然公園条例に基づく地域会議における議論をもって、専門委員会での審議を省略する取り扱いをご承諾いただいております。

	<p>本件では今後の保護と利用に向けての現状把握を中心とした計画であるとともに、天竜小洪水系県立公園地域会議の意見等を反映した計画案となっておりますので、専門委員会における審議を省略させていただき、本日の審議をもって答申をいただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p>
梅崎会長	<p>ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等がございましたらご発言願います。</p>
林委員	<p>公園計画の構成で、天竜舟下りは運輸施設に該当するのでしょうか。例えば遊覧施設のような、公園らしい施設名の項目にならないでしょうか。</p>
新津自然保護課長	<p>自然公園法施行令第1条に掲げる施設の定義に照らし、「運輸施設」が適切と判断しました。</p>
林委員	<p>分かりました。</p>
梅崎会長	<p>下平委員、どうぞ。</p>
下平委員	<p>1か月ほど前、飯田、下伊那の市町村が集まり、天竜川の両岸にサイクリングロードの整備を進めていこうという議論がされましたが、こうした動きを把握していますでしょうか。</p>
新津自然保護課長	<p>サイクリングロードについて、長野県を一周するジャパンアルプス・サイクリングロードの関連として承知しております。</p>
下平委員	<p>高森町では天竜川沿いで「かわまちづくり事業」を進めており、カヌー競技場などの整備計画があるが、こうした動きを把握していますでしょうか。また、この地域の自然を活かしたアウトドアのアクティビティを、一帯的に取り組みたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
新津自然保護課長	<p>「かわまちづくり事業」は、長野県で開催される国体に向けた「かわまちづくり基本構想」に基づく取組と承知しています。公園事業として位置付けができれば、一帯的な整備ができると思われます。</p>
今井特別委員代理	<p>天竜川上流河川事務所などは地域会議の構成員で議論に加わっていますが、国土交通省中部地方整備局としての対応になっていません。(即日答申ではなく)内部での確認の時間をいただけない</p>

	<p>でしょうか。</p>
猿田環境部長	<p>国土交通省から修正があれば、梅崎会長にお諮りした上で、決定にさせていただきます。</p>
梅崎会長	<p>そのように取り扱わせていただきます。</p>
福江委員	<p>計画概要の中に希少野生動植物について記されていますが、これらについてモニタリングしている団体はあるのでしょうか。</p>
新津自然保護課長	<p>地域会議構成員の「天竜川総合学習館かわらんべ」などが調査研究に取り組んでいます。</p>
福江委員	<p>利用促進といっても、きちんとモニタリングしてオーバーユースにならないように考えなくてはいけないと思っています。</p>
打越委員	<p>船着き場やキャンプ場の整備自体はあまり影響がないと思いますが、昨今ではドッグツーリズムなども流行っており、キャンプ場に犬を連れてくる人もいます。野生動物とペット相互に、寄生虫や、感染症等の影響が考えられます。地域会議等を絡めて、地域としての利用のルール、マナーを定め、しっかり周知することが必要と思っています。</p>
梅崎会長	<p>本件につきましては、幹事からの説明にありましたように、長野県立自然公園条例に基づく地域会議における議論をもって、専門委員会での審議を省略することとしております。</p> <p>委員の皆様からご意見をいただきました中で、幹事の方で反映できる部分は修正していただき、字句等につきましては会長に一任という形で答申させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
梅崎会長	<p>それでは、本件につきましては、そのように決定いたします。</p> <p>続いて、報告事項アの「長野県立自然公園条例の改正について」でございます。</p> <p>自然公園法の一部改正に伴う県条例の改正が検討されていますが、本日はその状況について報告させていただきます。</p> <p>それでは、幹事から説明をお願いいたします。</p>

新津自然保護課長

長野県立自然公園条例の改正で検討している内容について報告いたします。

本年5月に自然公園法が改正されましたが、それに合わせて条例を改正することにより、県内の国立、国定及び県立公園において保護のみならず利用面での施策を強化し「保護と利用の好循環」を促進しようとするものです。

「改正内容」は地域主体による自然体験アクティビティの促進及び利用拠点を整備するための手続を制度化するもの並びに、県立自然公園の保全管理の充実を図るものです。

「条例改正の概要」ですが、ソフト事業として自然体験アクティビティを促進するための手続きを制度化するものと、ハード事業として利用拠点を整備するための手続きを制度化するものです。

事業主体は、市町村を中心に、ガイド事業等からなる協議会が担います。協議会は「自然体験活動促進計画」又は「利用拠点整備改善計画」を作成することができます。知事が当該計画を認定した場合には、計画に定める事業に必要な個別の許認可が不要となります。例えば、認定自然体験活動促進計画に基づき、自然公園内でラフティング事業を行う場合は、船乗り場等の建築や施設周辺の下草刈りなどに必要な許可が不要となり、事業実施までの期間を大幅に短縮することができます。

条例改正のもう1つの柱である「県立自然公園の保全管理の充実」には、県が自らプロモーションを行い、利用増進を図る規定及びサルやクマなどの野生動物への餌付けを規制する規定を新設します。また、現行規定の改正として、特別地域内での行為違反への罰則の引き上げ、公園事業の承継を可能とする規定、公園管理団体の業務見直しによる指定要件の緩和を行います。

「改正のポイント（効果）」として、地域主体の取組を可能にするほか、手続の制度化により事業実施までの期間が短縮されます。さらに、県内の自然公園（国立・国定・県立）の全てで手続・規制等が同一となるという効果が期待されます。

「今後のスケジュール（予定）」ですが、12月15日から30日間のパブリックコメントを行い、2月議会へ上程し、令和4年4月1日施行を予定しています。なお、罰則については周知期間が必要と考えていますので、その分施行を遅らせようと考えています。

梅崎会長	<p>ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等がございましたらご発言願います。</p>
宮下委員	<p>設立される協議会の構成の中心となるのは、どういうイメージでしょうか。</p>
新津自然保護課長	<p>市町村が中心となって構成されます。改正自然公園法（国定公園）でも同様になっています。</p>
大和田委員	<p>保護と利用の好循環を考えるに当たって、オーバーツーリズムについて考えておく必要があると考えています。そのような観点について地域の協議会が計画を作成する中で、どのような対応を考えていますでしょうか。</p>
新津自然保護課長	<p>協議会や計画について、現在検討している最中ですので、頂いた意見を踏まえて検討を進めたいと思います。</p>
大和田委員	<p>宿泊客がいることから、昼間だけでなく夜の利用についても考慮しなければなりません。持続可能なツーリズムの観点からガイドラインの策定等を考えていただければと思います。</p>
打越委員	<p>野生動物への餌付け等の規制について、キャンプの食べ残し・片付けの不備等も問題であります。先ほどのツキノワグマ保護管理にも通じ、天竜小渋水系県立公園の野営場も同様ですが、食べ物の処理など利用マナーをよく周知するとともに、何をもって餌付けとするかも含めて積極的な議論が必要であると思います。</p>
梅崎会長	<p>以上、幹事からの報告ということでご承知願います。</p> <p>次に、報告事項イの「長野県地球温暖化対策条例の改正（骨子案）について」でございます。</p> <p>長野県地球温暖化対策条例について、9月環境審議会において検討状況を報告したのですが、本日はその状況について報告していただきます。</p> <p>それでは、幹事から説明をお願いいたします。</p>
柳原ゼロカ一ボン推進室長	<p>よろしく願います。資料5をご覧ください。</p> <p>前回の環境審議会において、長野県地球温暖化対策条例の改正の方向性についてご説明させていただきましたが、今般骨子案を取りまとめたので、内容を説明いたします。</p>

2の改正の内容についてをご覧ください。

(1)の交通分野に関して、今後の電気自動車(EV)普及に対応するため、多数の者が利用する駐車場を有する施設、例えば集合住宅、商業施設等において、充電設備設置の努力義務を規定するものです。

EVに関しては、国内各メーカーから軽自動車も含め、新たな車種が投入される予定と聞いています。

今後のEVの普及拡大を見据え、県民誰もが自宅で充電できる環境をつくること、観光客にとっても利便性が高い充電環境の充実を図ることを達成すべく、例示の施設への充電器設置を誘導していきたいと考えています。

(2)の建物分野に関してですが、遅くとも2030年に全ての新築建築物のネット・ゼロ・エネルギー化を目指しています。

まずは、建築主が省エネ性能等に関する幅広い情報取得や、精通した建築事業者を選択できる仕組みとして、現行検討制度の届出対象規模の引き下げや、新築住宅に係る省エネ計画概要書の報告・閲覧制度を創設するものです。

国においても性能の高い建築物の導入について議論が重ねられていますが、今後省エネ基準に係る住宅の適合義務化や、基準の引き上げが順次行われる方針が示されています。

国の動向も踏まえ、本県の建物を更なる高いレベルへと誘導できるよう、取り組んでまいります。

なお、本条例の建物に関する改正の検討については、現在、手続き等を所管している建設部が行っています。

(3)の再エネ分野に関してです。2030年度温室効果ガス正味排出量6割減(2010年度比)を達成すべく、再エネの生産と利用の両面から脱炭素化の取組を促進するため、県民・事業者にも再エネ設備の設置、再エネ電力購入の努力義務を規定するものです。

これまで建物新築の際に再エネ設備の検討義務を課してまいりましたが、新築に限らず、既存の建築物等へも積極的な導入を進めるため、規定を設けることとしたものです。

この他、(4)その他に記載のある点についても改正を予定しています。

この改正骨子案については、現在11月19日～12月20日までを募集期間として、パブリックコメントを実施しています。今後、改正条例案をとりまとめ、令和4年2月定例会に上程すべく準備を進めてまいります。

梅崎会長

ただいまの説明につきまして、ご質問等がございましたら

<p>宮原委員</p>	<p>ご発言願います。</p> <p>今回の条例の改正はゼロカーボン戦略を推進するためのものであると趣旨にも書かれていますが、ゼロカーボン戦略の施策の中に（３）の総合的な地球温暖化対策に産業イノベーションであるとか、エシカル消費の推進等も入っていますが、これらも骨子案に含んではどうでしょうか。</p> <p>また、（２）の改正の内容で（１）交通分野の対策の中に「今後の電気自動車の普及に対応するため」と書かれていますが、これを読むと単に電気自動車が普及していくという緩やかな印象を受けます。ドラスティックな印象・イメージが感じられません。</p> <p>なので、「2050年には自動車は全てEV又はFCVになるため」くらいの強い書き方でもよいのではないのでしょうか。</p> <p>読んだ人に対して2030年には6割減だということを、もっともっとアピールしてもいいのではないのでしょうか。</p> <p>骨子案なので内容そのものに踏み込む必要はないと思いますが、再エネの記述に関しても「全ての建物に屋根ソーラーを取り付ける」というように計画を詳しく記載することで、もっと多くの人々にアピール出来るのではないかと思います。</p>
<p>柳原ゼロカーボン推進室長</p>	<p>2点、ご意見・ご質問いただきました。</p> <p>まず1点目ですが、産業イノベーションとエシカル消費については、長野県は非常に特殊で全国3番目に作った地球温暖化対策条例の他に昨年議員提案のゼロカーボン条例というものを作っています。</p> <p>この条例の中に、産業イノベーションの部分とエシカル消費に関する県民に求める理念等が記載されています。</p> <p>県民からすると2つの条例が並び立ちますが、これを両輪という形で推進を図っていきたいと考えているため、ご指摘の点については既に県の条例で規定済のものです。</p> <p>2点目につきましては、条例の記載と周知・PRの関係性についてですが、今回の条例は県民に求める努力義務を規定したものでございます。</p> <p>ご意見は参考に承りたいと思いますが、PR等に関しては様々な仕組みがあり、ゼロカーボン戦略においては2050、全てEV、FCVという記載もあり、いろいろな形のPRがあるため、総合的に考えていきたいと思います。</p>
<p>宮原委員</p>	<p>わかりました。</p>

梅崎会長	<p>他にご意見がないようですので、本件も幹事からの報告ということでご承知願います。</p> <p>次に、報告事項ウの「公害の防止に関する条例の一部改正について」でございます。</p> <p>本件は、公害の防止に関する条例の改正について、6月環境審議会において検討状況を報告したもので、10月18日に公布された本条例について報告していただきます。</p> <p>それでは、幹事から説明をお願いいたします。</p>
仙波水大気環境課長	<p>水大気環境課長の仙波でございます。</p> <p>「資料6 公害の防止に関する条例の一部改正について」をご覧ください。</p> <p>光害の防止に係る公害の防止に関する条例の改正については、本年6月の第1回環境審議会において説明させていただきましたが、その後、パブリックコメント等の手続を経て、10月18日に公布、施行いたしましたので、ご報告させていただきます。</p> <p>第1回審議会でもご説明したとおり、県ではこれまで、光害の防止について、環境省が策定した「光害対策ガイドライン」の周知などに努めてまいりました。</p> <p>しかし、サーチライトの問題などを契機に、より実効性のある対策が求められたことから、「公害の防止に関する条例」を改正し、対応することといたしました。</p> <p>主な改正内容の(1) 条例名の変更につきましては、「公害」は大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭の典型7公害を指すため、光害を条例の対象とするため、「公害の防止」をより幅広い概念である「良好な生活環境の保全」に変更したものです。</p> <p>(2) 光害の防止で規定した内容ですが、「ア 光害の定義」については、「照明器具から照射される光の量又は方向により、人の活動、人の生活に密接な関係のある動植物、星空環境に悪影響が生ずること」といたしました。</p> <p>具体的な規定内容ですが、「イ 規定する内容」の(ア)については、屋外で照明器具を使用するときに、記載の3つの措置を講じることにより光害が生じないように努めなければならない旨を規定したものです。</p> <p>(イ) 星空環境に関する配慮は、その措置を講ずるに当たって、夜空の明るさに直接影響を与える、照明器具の上方に漏れる光を防止するなど、星空環境の保全に特に配慮しなければならない旨を規定したものです。</p>

(ウ) サーチライト等の使用の禁止については、サーチライト等を自己の所有又は占有する物以外に照射することを禁止したものです。ただし、犯罪捜査、遭難者の捜索、教育や試験研究の目的、催物における一時的な使用などは、施行規則において適用除外として定めております。

サーチライト等の使用の禁止に違反した場合、勧告、命令を行い、さらに命令にも従わない場合は5万円以下の過料に処する規定を置くことにより、本規制の実効性を担保しております。

(エ) 光害防止のための啓発活動の実施は、県民及び事業者の方の具体的な取組につなげていただくよう、県が光害防止の必要性について理解を深めるための必要な措置を講ずることを規定したものです。

「2 施行期日」は、改正条例の公布日である10月18日としましたが、サーチライト等の使用の禁止については、一定の周知期間が必要なため、令和4年4月1日からの施行としております。

なお、パブリックコメントにつきましては、7月から8月にかけて実施し、26人の方から、82件のご意見をいただきました。

条例の改正に反対する意見はありませんでしたが、光害の定義に星空環境への悪影響を明記してほしい旨のご意見を多くいただきましたので、星空環境を「星空の観測に適した、暗い夜空が広がる環境」と定義し、光害による悪影響の対象として、定義上も明確にする修正を行いました。

下段には、他県における光害防止に関する条例の制定状況を記載しました。星空環境への配慮を規定しているのは、単独条例を制定している鳥取県を除くと、本県のみという状況でございます。

次ページには、参考として、今年3月に改訂された環境省の「光害対策ガイドライン」から、人や動植物、夜空の明るさへの影響に係る記載を抜粋して載せております。

今後は、改正条例に基づき、市町村とも連携しながら、光害の防止や、本県の貴重な財産である星空環境の保全に取り組んでまいります。

梅崎会長

ただいまの説明につきまして、ご質問等がございましたらご発言願います。

福江委員

プロジェクションマッピングや個人宅のイルミネーションは規制の対象になるのでしょうか。

仙波水大気
環境課長

今回の条例で規定するのは、特定の対象物を照らす目的以外のサーチライト等の使用の禁止であり、プロジェクションマッピングについては、自己が所有又は占有する物への照射

<p>福江委員</p>	<p>になるため禁止の対象にはならないものと考えております。 ただし、対象物から外れて照らしている場合は光害になり得るので、そのような事例が見られた場合は、一般的な努力義務既定の中で配慮していただくこととなります。</p> <p>その場合は行政からの指導となるのでしょうか。</p>
<p>仙波水大気 環境課長</p>	<p>周辺住民から苦情等があれば、状況を確認して必要に応じて指導することになります。</p> <p>また、イルミネーションは照明器具ではないので、基本的には今回の光害防止の対象にはならないものと判断しております。</p>
<p>梅崎会長</p>	<p>以上、幹事からの報告ということでご承知願います。</p> <p>本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。全体を通じて、何かご意見・ご質問等はございますか。</p> <p>(意見・質問なし)</p>
<p>梅崎会長</p>	<p>よろしければ、本日の議事を終了し議長の務めを終えさせていただきます。ありがとうございました。</p>
<p>司会</p>	<p>梅崎会長様、委員の皆様、大変ありがとうございました。</p> <p>以上を持ちまして、本日の審議会を閉会させていただきます。</p> <p>なお、次回の審議会は1月19日(水)を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日は大変ありがとうございました。</p>